

## 杉並区空家等対策計画の改定方針について

平成28年8月に策定した杉並区空家等対策計画（以下「対策計画」という。）は、計画終期を令和3年度としていることから、以下のとおり改定を行うこととしたので、報告します。

### 1 改定方針

- これまでの空家等対策の進捗状況や効果等を把握・検証した上で、空家等対策の基本的な方針や取組について見直しを行う。
- 関係法令等の改正内容を踏まえ、不動産の相続登記等の義務化に係る制度周知、所有者不明の空家等への財産管理人制度の活用及び相談体制の充実による空家等の利活用の促進等の取組を反映する。
- 杉並区まちづくり基本方針（以下「基本方針」という。）や杉並区住宅マスタープラン（以下「住宅マスタープラン」という。）を踏まえた計画にするとともに、区の関連計画との整合を図ることとする。

### 2 計画期間

上位計画である住宅マスタープランが、基本方針との整合を図るために令和5年度を始期とすることから、対策計画についても同様に令和5年度から令和12年度までとする。

ただし、基本方針や住宅マスタープラン等の改定状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて対策計画の見直しを行うこととする。

### 3 計画期間の変更

改定後の対策計画の始期を令和5年度とすることに伴い、現行対策計画の計画終期を令和3年度から令和4年度へ変更する。

### 4 改定の進め方

杉並区空家等対策協議会条例第2条に基づき、空家等対策協議会（以下「協議会」という。）へ計画改定案の作成を諮問することとし、その答申を踏まえて改定する。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和4年	5月	協議会に計画案の作成を諮問
	10月	協議会から計画案の答申
	11月	計画案を都市環境委員会へ報告
	12月	区民等の意見提出手続の実施
令和5年	2月	改定計画を都市計画審議会及び都市環境委員会へ報告